



16 国、地方公共団体等に対する特例は？

この章では、「国や地方公共団体等に対する消費税の特例措置」について説明します。

国又は地方公共団体等については、事業単位や資産の譲渡等の時期、仕入税額控除などの取扱いに関して、次のような特例措置が設けられています。

1. 事業単位等の特例

[1] 資産の譲渡等の事業単位について

国又は地方公共団体が、一般会計又は特別会計を設けて行う事業に係る資産の譲渡等については、その会計ごとに一の法人が行う事業とみなされます。

ただし、特別会計を設けて行う事業のうち、専ら一般会計に対して資産の譲渡等を行う特別会計などは一般会計に属するものとみなされます。

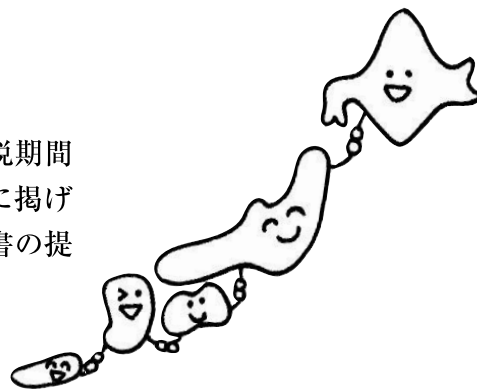
[2] 納税義務の成立時期について

国又は地方公共団体が行った資産の譲渡等又は課税仕入れ等の時期については、その対価を収納すべき又は費用の支払をすべき会計年度の末日に行われたものとすることができます。

また、消費税法別表第三に掲げる法人のうち、国又は地方公共団体に準ずる法人として納税地の所轄税務署長の承認を受けた法人も、その法人が行った資産の譲渡等又は課税仕入れ等の時期についてその対価を収納すべき又は費用の支払をすべき課税期間の末日に行われたものとすることができます。

[3] 申告書の提出期限について

国又は地方公共団体の特別会計の申告書の提出期限は課税期間終了後3月から6月までの範囲で、また、消費税法別表第三に掲げる法人で納税地の所轄税務署長の承認を受けた法人の申告書の提出期限は所轄税務署長の承認を受けた期間内とされます。



e-Tax義務化について

令和2年4月1日以後に開始する課税期間から、国及び地方公共団体（地方公営企業を含む。）が行う消費税等の申告は、e-Taxにより提出することが義務付けられています。

また、公共・公益法人等についても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える場合には、同様にe-Taxにより提出することが義務付けられています。

詳しくは、P55又はe-Taxホームページ [https://www.e-tax.nta.go.jp] をご参照ください。

1 消費税の仕組み

2 課税対象

3 非課税取引

4 輸出免税

5 納税義務者

6 納税義務の成立時期

7 課税標準

8 控除税額等の計算方法

9 国境を越えた役務の提供

10 端数計算

11 地方消費税

12 手続

13 納税地

14 届出等

15 帳簿の保存

16 国等に対する特例

17 会計処理

18 適格請求書発行事業者

19 総額表示

